

墓じまいとは？

■「墓じまい」とは？

現在あるお墓を片付けて（撤去）更地にし、お寺や墓地の管理者に敷地を返すことを指します。

お墓には遺骨が安置されていますから、一番の問題は「**遺骨をどこに引越させさせるか**」です。

尚、故人が亡くなった際の火葬・埋葬の手続き同様、「墓じまい」においても手順を踏んだ手続きが必要となります。

Before



After



■「墓じまい」が増加する背景

少子化や核家族化により、子世代の方々が県外など遠方へ離散している・現在のお墓の管理者が高齢化し、墓守が維持できないなどの理由によるものが多いです。

煩わしい手続き、霊園や寺院への墓じまいの了承、お墓の工事業者のやりとりなど、誰もがはじめてのこと。通常の流れで行うと**思っている以上に大変**です。

墓じまいの注意点とポイント

■親族の同意

ご自分が把握している親戚には、墓じまいする前に一言連絡することをお勧めします。

故人の兄弟が存命であれば、一番先に相談することをお勧めします。墓じまいは、親族にとっては、**気軽にお墓参りができなくなるということ**です。なぜ「墓じまい」をしたいのかしっかりと説明をして、理解を求めることが大切です。

■寺院への連絡・相談

現在お墓のある寺院にとっては、長年面倒をみてきた檀家を1つ失うことに他なりません。

墓じまいは“離檀”、つまりその寺院の檀家をやめることにも直結します。離檀料がかかることなどからさまざまなマスコミがネガティブに取り上げていますが、何よりもこれまで先祖の供養をしていただいた寺院です。

まずは**きちんとした連絡や相談をするのが賢明**でしょう。

■墓じまい後の対処

墓じまいをしたあとは、取り出した遺骨をどうするかが問題になります。

墓じまいをする理由として最も多いのが継承者（承継者）がないという事です。墓じまいをする場合は、永代供養をしてくれる墓地や、樹木葬墓地等、あわてずじっくり考え自分に合った墓地を探しましょう。

墓じまいを行う際の流れ

1



家族で相談

親族内での合意を得る。遺骨の移転先を決める。

2



改葬先を決める

改葬先を決める&墓じまいの意向を現在の管理者（寺院墓地＝お寺、霊園＝管理事務所）へ伝える。

お寺・民間墓地によっては建立・撤去に関し、指定石材店を使用する縛りが強い所もあるのでお寺に要確認。

3



改葬許可書の申請

改葬許可申請書（別の移転先へ改葬する申請。墓地を管理する市区町村から書類を入手し、各記載事項の記入、付随すべき書類の用意）の提出・受入証明（新しい移転先より入手）・埋葬証明（現在の埋葬管理者より入手）の入手を行う。

4



改葬許可書の入手

③による改葬許可申請の提出を経て、「改葬許可証」が後日発行され、入手。

5



閉眼供養を行う

お墓から僧侶によりその魂を抜く「閉眼供養」を行っていただき、墓石を「単なる物体」にする。

6



墓石の撤去作業

※①～⑤の日程を経て、依頼日より起算して、約1ヶ月～1ヶ月半で撤去の施工（依頼→撤去するスペースなどの現地調査→見積り価格をお客様に提示→お客様価格ご了承→墓じまい日程確定→施工）

7



改葬許可証の提出

「改葬許可証」を移転先の墓地管理者に提出

8



移転後の納骨・法要

納骨式の法要を僧侶に行っていただく。
※お布施の相場は通常の法要と同様に6～15万円程度

改葬先（遺骨の移動先）の主な種類

■合祀墓（永代供養塔）

個別ではなく、血縁のない複数の人が合同で祀られるお墓。そのお寺により永代的に供養を頂ける。

個室がある場合（骨壺ごと入れられる）と無い場合（骨壺から遺骨を取り出し、合祀墓に直接入れる）がある。



■納骨堂

寺や施設の屋内にある、「個人」や「夫婦」などの単位で遺骨を納められ、定期的な供養を行ってもらえる。

一定期間後、合祀へ移行される場合も。例えるならば、「ロッカー」。言い換えると、個人墓が「一戸建て」、納骨堂が「マンション」



■樹木葬

墓石の代わりにモニュメントとなる樹木を墓標とした庭園形態のお墓。

一定間隔にコンパクトに区画された個別のスペースに納骨される。永代的に供養をしてもらえる。



■海洋散骨

海に遺骨を撒いて、故人を自然に返す事。許可された場所にてのみ散骨が可能。

墓じまいに関するQ&A

Q：墓石の撤去に関してどれくらいの費用がかかるの？

A：撤去する墓石のロケーション（墓石のサイズ、撤去車が入れるかの可否）により料金は異なります。例：1㎡の一般的な和形4段墓&撤去車が入れるロケーションであれば18万円（税抜）〜が目安となります。

Q：墓石の撤去時に立合いは必要でしょうか？

A：決まりはありません。但し、墓石撤去時に遺骨の取り出しを行う事が多く、お立合い頂く事により遺骨をお持ち帰り頂く事ができます。立合い無の場合でも郵送にてお送りする事も可能です。

Q：菩提寺から以前離檀しており、閉眼供養をしてもらう僧侶がいません。紹介頂けるのでしょうか？

A：はい、可能です。そのようなお悩みをお持ちの方も最近は多くいらっしゃいます。お客様の宗派、墓じまいを行うエリアに応じた、閉眼供養を行う僧侶の手配も行っておりますのでお気軽にご相談ください。

Q：自分の庭にお墓を建てる事はできるのですか？

A：現在、自分の庭にお墓を建てる事は許されておられません。墓地や埋葬に関する法律である「墓埋法 第3章 10条」から、新たに墓地をつくる際は都道府県知事の認可が必要となりますので、現実的に自分の庭にお墓を建てることはできません。

Q：墓じまいに適した時期などはありますか？

A：特にはありませんが、お盆やお彼岸の時期はお墓参りの方々が込み合いますので避けた方がよろしいと思います。

Q：墓石の不法投棄を行っている業者もあると聞くので心配です。

A：確かに最近新聞上などでも記事となったり、粗悪な業者ではそのような事もあるようです。本来、解体・撤去後の石材・残土・コンクリートなどはすべて分別し、専門施設で処理するものとなります。そのため廃棄に関するマニフェストをきちんと用いている業者選びが大切になります。